

## 2025年(令和7年)おもな改正②～1月改正編～

## ①希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付サービス開始

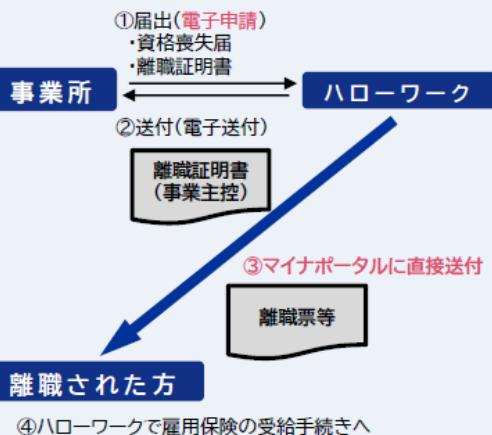
**事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなります**

## 対象条件

- ①マイナンバーと雇用保険の被保険者番号が紐付いている
- ②離職者がマイナポータルと雇用保険のWEBサービスとの連携設定を行う
- ③離職手続きを電子申請で行う

2025年1月20日～

※一定の条件(次頁以降参照)を満たした場合のみ対象となります。  
条件を満たさない場合は、従来どおり事業所から送付ください。



## ②労働者死傷病報告の報告事項の改正、電子申請の義務化

**作成には「安全衛生帳票入力支援サービス」をご活用ください**

## 改正項目

## ① 事業の種類

日本標準産業分類に基づいた細分類コード（4桁）又は大分類から細分類までの業種を選択すると、細分類コードが入力内容に反映されます。

## ② 被災者の職種

日本標準職業分類に基づいた小分類コード（3桁）又は大分類から小分類までの職種を選択すると、小分類コードが入力内容に反映されます。

## ③ 傷病名及び傷病部位

傷病名及び傷病部位をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。

## ④ 災害発生状況及び原因

5段構成による記入方法となり、災害発生状況の記載を分かりやすくしました。

## ⑤ 国籍・地域及び在留資格

国籍・地域及び在留資格をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。

## &lt;事務所より&gt;

先日、専門学校でワーカルルセミナーの講師をさせていただきました。実施前のアンケートでは、社会にでる不安が数多く記載されていて、その不安を少しでも解消できるような情報を提供できればとの思いを込め、セミナーをさせていただきました。

今月の年金相談日は6,13,20,27日です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。

詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265  
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : [info@eto-srgs.com](mailto:info@eto-srgs.com)

